

平成 30 年 10 月 3 日

食品表示法に基づく食品表示基準の一部改正に係る消費者委員会への諮問について

消費者庁では、本日、食品表示法第 4 条第 6 項の規定において準用することとされた同条第 2 項の規定に基づく食品表示基準の一部改正に係る消費者委員会への諮問を行いましたので公表します。

記

1. 諮問内容

食品表示基準の一部改正（新たな遺伝子組換え表示制度）

2. 諮問に至った経緯

今般、「遺伝子組換え表示制度に関する検討会報告書（平成 30 年 3 月 28 日）」を踏まえ、「遺伝子組換えでない」旨の表示の要件を見直す必要があるためです。

現行制度では、「遺伝子組換えでない」と表示する場合、意図せざる遺伝子組換え農産物の一定の混入（大豆ととうもろこしについては混入率 5%）を許容していたところ、今後は表示の正確性を担保するため、「遺伝子組換えでない」旨の表示を「混入がないと認められる」場合に限ることとし、「遺伝子組換えでない」旨の表示の要件を定めた食品表示基準第 3 条及び第 18 条の規定を改正します。

本件に関する問合せ先  
（担当）消費者庁食品表示企画課  
蓮見、栗本  
TEL : 03-3507-9222（直通）  
FAX : 03-3507-9292